

高崎市役所地下食堂の営業に関する委託業務仕様書

- 1 委託業務名 高崎市役所地下食堂の営業に関する委託業務
- 2 委託期間 契約日(令和6年4月予定)から令和7年3月31日まで(年度更新あり)
- 3 業務場所 高崎市役所地下1階
- 4 契約相手 高崎市職員厚生会との契約

5 業務の目的

高崎市役所における来庁者の利便性の向上及び高崎市職員の福利厚生の一環として、高崎市役所地下1階にある食堂施設を事業者へ委託して、運営するものである。

6 業務内容

(1) 施設概要

- ①延床面積 431.1㎡(客室249㎡、厨房133.3㎡、事務室兼倉庫48.8㎡)
- ②席数 約140席
- ③設備 厨房設備、電気設備、空調設備、給排水設備、非常放送設備、ガス設備、什器備品

(2) 営業条件

①営業日及び営業時間

営業日は開庁日とし、営業時間は11時から14時までを必須とし、前後については、協議のうえ、拡大することを可能とする。

②営業開始日

令和6年6月3日までのできるだけ早い日

③営業方式

セルフ方式とし、利用時間が昼食時間帯に集中することを考慮に入れて、スムーズに販売・精算できる方式を取り入れること。具体的な営業方式については、提出された提案書に基づき協議の上、決定する。

④提供メニュー・サービス及び提供価格

利用者の増大を図るため、より高い品質を保持した上、職員の日常的な利用が可能となるよう選択肢のあるメニュー及び価格設定に配慮すること。また、提供メニュー・サービス及び提供価格は、事前提案内容と相違しないようにし、販売前に書面を提出し、確認を受けること。また、変更する場合は高崎市と協議すること。

メニューの設定については、次を基本とするが、具体的なメニューの設定については、提出された提案書に基づき協議の上、決定する。

(ア) 定食、麺類、丼類等の食事を主とするもの

(イ) 庁舎内に配達する出前用メニューの設定も可能

⑤禁煙・禁酒

庁舎内は全面禁煙となり、酒類の提供は禁止する。

(3) 使用料、設備、備品、衛生管理等

①使用料及び光熱水費

使用料は無料とする。

電気料金、ガス料金、冷暖房料金、上下水道使用料、電話料金、ごみ処理手数料等の業務上必要な経費はすべて事業者負担とする。(電気料金、ガス料金、冷暖房料金、上下水道使用料の令和4年度実績：約3百万円)

②設備、備品の設置、改修等

設置してある電気設備、空調設備、給排水設備、非常放送設備、ガス設備の点検、整備補修は高崎市が行う。

厨房設備及び什器備品(机、椅子、給茶機等)等については、設置してあるものを使用可能とするが、これらの更新、改装、修繕、模様替えその他、原型を変更する行為を行う場合には事業者負担とし、事前に高崎市の承諾を得なければならない。

③施設出入口開閉時間等

地下食堂への入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、高崎市の指示に従うこと。

④食材等の搬入・搬出

食材等の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮すること。

⑤食材等の仕入れ管理方法

食材等については、安全性等信頼できる業者から仕入れること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。取扱商品は適温管理を行い、鮮度・品質保持に努め、消費期限を遵守すること。また、商品の安全管理には十分に配慮し、管理責任を明確にすること。

⑥衛生管理

事業者は、清掃及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題等が発生した場合については、直ちに報告の上、全て事業者の負担と責任において対処するものとする。

⑦廃棄物の回収

地下2階にある地下食堂用のゴミ庫及びグリーストラップは、清掃・ごみ処理等の管理を行うこと。

⑧営業終了時における原状回復

事業者において造作又は設置した諸設備等については、営業終了時に撤去し、原状回復すること。

(4) その他

①火元責任者の配置

常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。また、高崎市及び消防署より防火上の指導があった場合には、適切に対処すること。

②営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て事業者の負担において行い、申請・届出等の状況を高崎市に報告すること。

③従業員に対する研修と勤務体制

従業員に対しては、市庁舎という施設の特異性を考慮し、衛生面や接遇面での教育に重点を置いた研修体制を整えること。

従業員の配置については、業務が円滑かつ安全に遂行されるよう留意し適正に人員を配置すること。

④張り紙、看板等の表示又は掲出

許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。許可を受けた場所での張り紙、看板等の表示又は掲出を行う場合は、事前に承認を得ること。

⑤損害責任等

(ア) 営業に伴い施設及び経営上生じた事故・債務・賠償責任等について、自己の責任により処理するものとし、高崎市に対しては一切の保証等の請求はできないものとする。

(イ) 地下食堂に係る盗難事故や破損事項等に関しては一切の責任を負わない。なお、利用者とのトラブル等は、迅速かつ誠実に対応し、速やかに報告すること。

⑥本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ、決定する。